

届出が必要な行為と規模 ※1

地域区分 行為の種類	景観形成重点地区	市街地部	自然田園部	特定施設届出地区
建築物の建築等	床面積が 10 m ² を超えるもの。	・ 高さが 13m を超えるもの ・ 建築面積が 500 m ² を超えるもの	・ 高さが 13m を超えるもの ・ 建築面積が 1,000 m ² を超えるもの	行為に係る部分の床面積の合計、又は行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工作物の建設等 ※2	・ 高さが 5m（電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については 10m）を超えるもの ・ 工作物の敷地面積が 500 m ² を超えるもの	・ 高さが 10m（電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については 20m）を超えるもの ・ 工作物の敷地面積が 500 m ² を超えるもの	・ 高さが 13m（電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については 20m）を超えるもの ・ 工作物の敷地面積が 1,000 m ² を超えるもの	（工作物 1） 高さが 5m を超えるもの（電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については 10m） （工作物 2） ・ 高さが 5m を超えるもの ・ 築造面積が 10 m ² を超えるもの
さく、塀の設置等	高さが 1.5m を超えるもの	高さが 2m を超えるもの	高さが 2m を超え、かつ、長さが 50m を超えるもの	高さが 1.5m を超えるもの
土地の区画形質の変更	・ 変更に係る土地の面積が 500 m ² を超えるもの ・ 高さが 1.5m を超え、かつ、長さ 10m を超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	・ 変更に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ、長さ 10m を超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ、長さ 10m を超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	-
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取	変更に係る土地の面積が 500 m ² を超えるもの、又は高さが 1.5m を超え、かつ、長さが 10m を超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超えるのり面又は擁壁を生ずるもの	-
木竹の伐採	・ 伐採面積が 500 m ² を超えるもの ・ 高さが 10m を超えるもの	伐採面積が 1,000 m ² を超えるもの	伐採面積が 3,000 m ² を超えるもの	-
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	外部から見通すことができる場所における物件の堆積で、高さが 1.5m を超え、かつ面積が 100 m ² を超え、かつ集積等の期間が 90 日を超えるもの	外部から見通すことができる場所における物件の堆積で、高さが 1.5m を超え、かつ面積が 300 m ² を超え、かつ集積等の期間が 90 日を超えるもの	外部から見通すことができる場所における物件の堆積で、高さが 2m を超え、かつ面積が 500 m ² を超え、かつ集積等の期間が 90 日を超えるもの	-
屋外広告物	表示面積が 1 m ² を超えるもの（熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）	- ※3	- ※3	表示面積が 1 m ² を超えるもの（熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）
自動販売装置（屋外）	新たに設置されるもの及び機器の入れ替え	-	-	-

※1 各地域区分における届出対象行為の概要を示すものであり、適用除外項目などの詳細は菊池市ホームページ若しくは都市整備課窓口でご確認ください。

※2 工作物の建設等（柵・塀を除く）：菊池市景観条例施行規則第 2 条第 1 項第 2 号～第 12 号において定めるもの。

工作物 1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製又は合成樹脂製の柱、電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物
 工作物 2：遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等）、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫の用途に供する立体的な収納施設、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔又は広告板

※3 熊本県屋外広告物条例の許可を要する屋外広告物については、熊本県への許可申請が必要です。